

随意契約理由書

| | | |
|----------------|---|-----------------|
| 件名 | 落合クリーンセンタークレーン点検整備 | |
| 契約の相手方 | 株式会社 日立プラントメカニクス 関西支店 | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>本業務は、労働安全衛生法およびクレーン等安全規則に基づき当施設に設置されているごみクレーン2基について、年次点検整備を行うものである。</p> <p>当該クレーンはごみピットに貯留されたごみを大型の中継車に乗せ、別のごみ焼却施設に運ぶ主要設備であり、プラント全体の安定的な運転のために点検整備を行い、機能維持と故障の未然防止を図る必要がある。</p> <p>本業務の実施には製作者しか所有していない設備の構造や動力装置・制御装置システムについての専門的知識が必要であり、また、点検整備時の不具合への対応も製作者にしか不可能である。</p> <p>当該クレーンは株式会社日立プラントテクノロジーが当施設用に独自の技術で設計・納入したものであるが、クレーン等の産業機械事業については100%出資の子会社である株式会社日立プラントメカニクスに移管統合している。</p> <p>以上の理由から、本業務は上記業者にしか実施できないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 環境局事業部施設課 落合クリーンセンター | (電話番号 792-3824) |